

X 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び婦人保護施設等）の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険施設等の運営指導及び指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 監査指導課の所管区域

- (1) 習志野健康福祉センター管内（習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市）
- (2) 市川健康福祉センター管内（市川市、浦安市）
- (3) 政令市保健所（千葉市）及び中核市保健所管内（船橋市）について
 - ① 千葉市内の法人・施設
 - ・他都道府県にも施設を有し、かつ主たる事務所が千葉市内にある法人に対する指導監査を当センターが担当する。
 - ・千葉市内に所在する施設のうち、千葉県が設置する以下に掲げる施設の指導監査を当センターが担当する。
 - ：児童自立支援施設
 - ・千葉市内のこれら以外の法人及び施設等は、千葉市が所管する。
 - ② 船橋市内の法人・施設
 - ・運営する施設が船橋市以外にも所在する法人に対する指導監査を当センターが担当する。
 - ・船橋市等が設置する施設及び児童養護施設に対する指導監査を当センターが担当する。

3 指導監査等の実施状況等

(1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和4年度の監査等の実施数は609か所となっている、主に認可保育所、介護保険

施設等によるものである。

(2) 主な指摘事項

令和4年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・運営に関する事項としては、自己評価及び外部評価の未実施、保育従事者の配置不足、災害防止対策が不十分等である。
- ・会計管理としては、経理規程に基づかない不適切な会計処理、委託費の経理における不適切な処理等である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種 別		区 分	令和4年度					
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率(%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率(%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人(1+2+3)		31	15	48.4	14	(14)	93.3
	1 社会福祉協議会		0	0	—	0	(0)	—
	2 施設を経営するもの		31	15	48.4	14	(14)	93.3
	内 訳	第一種経営	17	9	52.9	9	(9)	100.0
		第二種経営	14	6	42.9	5	(5)	83.3
	3 施設を経営しないもの		0	0	—	0	(0)	—
	市町村児童福祉行政(保育関係)		5	5	100.0	5	(0)	100.0
計		36	20	55.6	19	(14)	95.0	
社会福祉施設等	内 訳 (第一種)	1 保護施設	0	0	—	0	(0)	—
		2 老人福祉施設	77	55	71.4	40	(40)	72.7
		3 児童福祉施設	5	5	100.0	5	(5)	100.0
		障害児入所施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		児童自立支援施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		乳児院	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		児童養護施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		母子生活支援施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)	0	0	—	0	(0)	—
	4 婦人保護施設	0	0	—	0	(0)	—	
	5 障害者支援施設	4	4	100.0	4	(4)	100.0	
	1 保育所		252	252	100.0	130	(58)	51.6
	2 幼保連携型認定こども園		12	12	100.0	7	(3)	58.3
	3 認可外保育施設		99	99	100.0	77	(63)	77.8
	4 有料老人ホーム		115	58	50.4	58	(58)	98.3
		うちサービス付高齢者向け住宅	36	18	50.0	24	(24)	127.8
	5 介護保険施設等		1,148	230	20.0	135	(135)	58.7
	6 指定障害福祉サービス事業所		623	112	18.0	82	(82)	73.2
	7 指定障害児通所支援事業所		311	56	18.0	33	(33)	58.9
	8 指定児童発達支援センター		11	11	100.0	11	(11)	100.0
9 指定一般相談支援事業所		34	8	23.5	8	(8)	100.0	
計		2,691	902	33.5	590	(500)	65.4	
合 計		2,727	922	33.8	609	(500)	66.1	

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。
 ※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。
 ※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。